

平成29年度第1回公の施設指定管理者選定委員会概要報告

柏崎市財務部行政改革室

- 1 開催日時 平成29年8月3日(木) 午前11時から12時15分まで
- 2 場 所 柏崎市役所本庁舎4階 大会議室
- 3 出席者 ○選定委員(五十音順)
齋藤委員、高橋委員(委員長)、土田委員、中村委員、本多委員
欠席:小出委員
○選定委員(市担当部長)
宮崎福祉保健部長
○施設所管課(介護高齢課)
霜田課長、畠係長
○事務局(行政改革室)
政金財務部長、飯田室長、宮川室長代理、宮嶋主査

4 概要

今年度に指定管理者の新規導入・更新手続を行うかしわざき市民活動センター、高齢者生活支援施設「結の里」及び高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」の3施設について、手続のスケジュールを説明した。

その後、非公募により指定管理者の選定を行う高齢者生活支援施設「結の里」及び高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」について、選定を非公募で行う理由を施設担当課から説明し、質疑を経て、選定委員の全員から非公募による選定が適当であるとの意見を拝聴した。

また、今年度に改定を予定している指定管理者制度導入・運用ガイドラインについて、選定委員から意見を拝聴した。

5 委員会の要旨

- (1) 開会
- (2) 財務部長挨拶
- (3) 議事

ア 平成29年度に指定管理者の新規導入・更新手続を行う施設について

《行政改革室主査から説明》

質疑応答なし

イ 非公募による指定管理者の更新を行う施設に係る意見聴取について

高齢者生活支援施設「結の里」及び高齢者用冬期共同住宅「ひだまり」

《施設担当課の介護高齢課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

委員: 両施設とも夜間は警備会社に委託しているとのことだが、委託料はどの程度か。また、委託料は一般管理費としているのか。あわせて、警備以外にも委託はあるのか。

介護高齢課: 資料が手元にないため、確認後、回答する。

委員: 今回は非公募だが、両施設とも前回は公募したのか。

介護高齢課： 前は、両施設に初めて指定管理者制度を導入することから、公募を行ったが、応募は現指定管理者のみであった。

施設を利用される方の中には、要支援や要介護の認定を受けている方もいることから、建物の管理だけでなく、利用者に対する支援を行う必要がある。指定管理者が変わることで現在、利用されている方が不安とならないよう、また、今後も安定して利用できるように非公募で選定することとしたい。

委員： 入居者の確保が課題とあるが、特養老人ホームなどは入居待ちの方が多いと聞く。なぜ居住者が増えないのか。

また、民間においても類似するサービスの提供はあると思うが、民間との比較において非公募とする理由として、社会福祉施設ということだけでなく、当該施設が低所得者向けの施設であるなど別の理由もあるのか。

介護高齢課： 施設の利用者は、年金受給者の方も多く、収入的にはそれほど高くはないと思われるが、それが理由ではない。

施設は、支援を受けながら自活できる方を対象としており、介護保険等で対応している他の施設とは異なることから、市内に類似する施設はない。ひだまりについても、除雪が困難な方が冬期間だけ利用する施設となり、こちらも市内に類似する施設はない。

委員： 要支援者でも入居できるのか。

介護高齢課： 単身で生活できる方を対象としている。

委員： ひだまりは、年度によって収入の増減があるが、降雪量によって変わるのか。

介護高齢課： そのとおりである。近年は小雪であり、急きょ入所をやめる方もいる。

委員： 事業収支について、利用料等の収入は、利用者からと分かるが、指定管理料は、税金からという理解でよいか。

財務部長： そのとおりである。指定管理料は、市の会計を通して指定管理者に支払っている。

委員： 利用者の数から試算すると収入は、一人当たり月 15,000 円程度である。利用者との負担割合はこれでいいのか。

また、選定は非公募でよいが、施設の経費の内訳をオープンにしないのはどうかと思う。この施設に限らず、全ての施設において、経費の内訳をオープンにした上で非公募とするべきではないか。

室長代理： 事業収支は、指定管理者制度を導入している全ての施設において、毎年度モニタリングを実施しており、事業者からの報告、担当課からの報告を精査し、その結果をホームページで公開している。委員の御指摘を踏まえて、今後も適正に努めていきたい。

委員： 結の里について、体の具合が不自由になると退去し、別施設に移動するとあるが、1年間にどのくらいの退去者がいるのか。

また、施設の不具合が発生しているとのことだが、平成25年に新築した施設であり、不具合が発生するのは欠陥ではないか。

- 介護高齢課： 要介護の認定が進むと介護支援施設に移動できるため、結の里を退去していく。どの程度、退去者がいるかは確認する。
- 委員： 他の施設への入居が決まると退去するために入居者の確保が困難であったとあるが、入居を待っている人はいないのか。
- 介護高齢課： 入居待機者は、多いときでも1人から2人程度である。症状が重い方は結の里には入居できないため、待機者がいっぱいになることはない。また、施設は、立地場所から高柳地域の方の利用が主となっている。
- 施設の不具合について、特に問題となったのが、木製扉の建て付けである。全室ではなく一部の部屋において、冬になると動きが悪くなり、扉の開閉に問題が発生した。施設の設置当初は問題がなく、また、夏は問題が発生しないことから、湿気等が原因とも考えられたが、調査した結果、原因不明であった。現在は、扉の調整や交換を行い、不具合は解消されている。
- 委員： 経費縮減を強調した結果、居室内の引きこもりが発生したとあるが、これはどういうことか。利用者の事由によるものなのか、施設側の問題か。
- 介護高齢課： 冬期間の経費縮減の取組において、共有部分の暖房の温度を低めに設定したため、利用者が寒くて部屋から出てこなくなった。現在は、改善している。
- 委員： 入居者が退去してから、次の入居者が決まるまでどの程度の期間が空くのか。
- 介護高齢課： 入居待ちの方がいれば、入居の準備と事務手続で1か月程度あれば入居できる。いない場合は入居者を募る期間が必要となってくる。
- 委員： 結の里の収支のうち、その他の収入が年々増えている理由は何か。
- 介護高齢課： 確認する。
- 室長代理： (未回答であった委員からの質問について、行政改革室にて担当課職員に確認し、回答)
- 委員からの質問のあった夜間警備の委託料について、確認したところ、警備のほかに清掃等の委託も含めた全体の委託料として一般管理費に計上されており、結の里は約140万円、ひだまりは約37万円となっている。なお、委託料の詳細な内訳までは確認が取れなかった。
- 結の里の退去者数に関する質問について、退去者数はその年によって変わり、退去が全くない年もあれば、5人の年もある。利用者の体調等によって変動する。
- 委員： それぞれの経費について、トータルの金額だけでは判断できず、また、質問してもすぐに答えが出ない。事前に資料を送付するのであれば、詳しい内訳が欲しい。
- 施設の不具合があるとのことだが、施工はどこ事業者なのか。瑕疵担保責任があると思うが、市の顧問弁護士への相談や事業者への請求など、そこまで話を詰めているのか。また、建築住宅課など市内部での情報共有はできているのか。市の施設に問題があり、直しましたで済む話

ではなく、税金で直すのが妥当なのかどうか、市内部でしっかりと対応していただきたい。逆に経費縮減した結果、寒いから引きこもりになったのではなく、暖房などの部分にはお金を掛けるべきである。有効にお金を使っていたきたい。

委員： 交流室、調理室及び集会室は、施設利用者だけが利用できるのか。外部の利用も可能なのか。

介護高齢課： 地域の集会施設も兼ねているため、地域住民は無料で利用できる。地域外から利用する場合は、有料となるが、これまで有料利用の利用実績はない。

委員： 交流室等の利用回数が多いが、例えば、一日のうち、何度も使えばその都度カウントされるのか。

介護高齢課： そのとおりである。

室長代理： (未回答であった委員からのその他の収入に係る質問について、行政改革室にて担当課職員に確認し、回答)

その他の収入は雑収入となり、その内訳として、施設内に設置してある自販機の設置事業者からの電気代等の負担金、1回100円で利用できる洗濯機の利用料及び保険料の返戻金となる。

保険料の返戻金は、傷害保険の保険料を概算で支払っているため、返戻金が発生する。自販機や洗濯機については、大きな変動はないが、保険料の返戻金は、年度によって変動があるため、それがその他の収入の増減となっている。

委員： 両施設とも事業収支が毎年度差引ゼロとなっており、繰越しもなければ、赤字もない。保健福祉施設であることから、収支差額を出さないよう管理しなければいけないなど決まっているのか。若しくは、不足分を指定管理料として支払うため、収支差額がゼロとなるのか。

介護高齢課： 確認して回答する。

委員： ひだまりは、経費がこれだけ掛かっており、今後も市の施設として残していく必要があるのか。選択肢として、施設の廃止も考えられるのではないか。

介護高齢課： ひだまりがある高柳地域は、雪深いところであり、自力での雪かきが困難な方に冬期間の安心した生活を送ってもらうためにはなくてはならない施設である。

委員： 利用者がいなくなるまでは施設は存続するということか。

介護高齢課： そのとおりである。また、今後は、高齢者の増加が見込まれるため、利用の機会が高まることも考えられる。

委員： 施設の利用者を増やすために市外の利用者も視野に入れたPRを行うなど、施設を存続させようという積極的な姿勢がほしい。

介護高齢課： 委員の御指摘どおりであり、今後PRに努めていく。

委員： 冬期間に結の里に空き室があった場合、ひだまり利用者が冬期間だけ結の里に入居することは可能なのか。結の里を別な方法で利用できる可能性がないのか、それとも利用の制限があるのか。

財務部長： 施設を設置するに当たり、国からの補助金が入っているため、設置目的に沿った利用しかできない。

委員： 結の里は新しい施設であり、空き室があれば、冬期間や短期間だけでも利用できないか。ひだまりの利用者が少数であれば、一つの施設にまとまることで経費の節減もできる。フレキシブルな対応が可能かどうか。

介護高齢課： 結の里は、短期間での利用もでき、結の里の入所条件に該当していれば入所が可能である。ひだまりは、毎年利用される方が二・三人おり、結の里にそれほどの空きがあるわけではない。

福祉保健部長： 委員の御意見のとおり、例えば、ひだまりの利用者が1人だけであれば、結の里で一緒と思うが、現状では難しい。

室長代理： (未回答であった委員からの質問について、行政改革室にて担当課職員に確認し、回答)

収支の差額については、資料上、収支ゼロとなっているが、平成28年度は、33,480円ほど黒字となっている。収支差額を職員の退職共済の預け金として支出しているため、収支がゼロとなる。他の年度も同様であり、事業収支のみであれば黒字差額が出ており、差額分を退職共済の預け金として将来の人件費に充てている。なお、ひだまりも同様である。

委員： 指定管理料で調整しているわけではないのか。

室長代理： 指定管理料は、年度ごとに差額を穴埋めしているのではない。指定期間中の指定管理料の総額は上限が決まっており、過不足があっても精算は行わない。

委員： 例えば、将来的に人件費が上がったとしても指定期間中に支払われる指定管理料は変わらないということによいか。

室長代理： そのとおりである。年度によって収支は黒字や赤字となるが、その中で指定管理者に運営してもらっている。

委員： 資料について、収支を出す時は、予算も掲載してほしい。実績のみだと変動していることは分かるが、個々の支出において、予算に対して実績はどうだったのかが分からない。

また、先ほどの収支差額についてもそうだが、質問があつて調べるのではなく、質問がありそうな箇所については、事前に説明があつてしかるべきである。

指定管理者の評価は、数字による評価としていただきたい。現在の主観的な評価では自画自賛となりかねない。数字を入れることで客観的な評価となる。収支や利用者数などの数字に対して、指定管理者がどう取り組んだかのかが重要であり、客観的な評価を行うことで指定管理者がレベルアップするような評価制度にしてほしい。

財務部長 評価の点数化は、非常に重要であり、検討していきたい。また、本日は、委員からの質問に対して、回答までに時間が掛かり、非常に申し訳なかった。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

ウ 指定管理者制度導入・運用ガイドラインに係る意見聴取について

《行政改革室主査から説明》

質疑応答なし

(4) その他

次回、第2回目の委員会は、10月31日（火）の開催を予定している。

6 閉会